

## 議会運営委員会

平成30年3月15日（木曜日）午後4時05分開会

### 出席委員（7名）

委員長 吉成伸一  
委員 森本彰伸  
委員 大野恭男  
委員 中村芳隆

副委員長 相馬剛  
委員 佐藤一則  
委員 鈴木伸彦

### 欠席委員（1名）

委員 齋藤寿一

### オブザーバー（2名）

議長 君島一郎

副議長 山本はるひ

### 出席議会事務局職員

事務局長 石塚昌章  
議事課長補佐  
兼議事調査係長 福田博昭  
書記 磯昭弘

議事課長 増田健造  
書記室 井良文

### 議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
  - (1)議会基本条例の検証について
  - (2)その他
4. その他
5. 閉会

開会 午後4時05分

### ◎開会の宣告

○石塚事務局長 ただいまから議会運営委員会を始めたいと思います。

委員長、挨拶をよろしくお願いします。

—————◇—————

### ◎委員長挨拶

○吉成委員長 皆さん、全協が思いのほか長引きまして、大分遅い開催になってしまいましたけれども、本日も議会基本条例の検証作業、できれば今日、7条から10条ということで進めたいと思います。

極力、延刻なしで終わればなあと思いますので、よろしくお願いします。

—————◇—————

### ◎協議事項

○吉成委員長 それでは、早速進めてまいりたいと思います。

協議事項、(1)議会基本条例の検証について、前回の2月16日の議会運営委員会においては、第6条までの検証作業が終了しております。

本日は、第7条であります市民と議会との関係について、これらについては条文から1、2、3、4ということになります。

7条から入ってまいりたいと思います。

皆さん、資料は全員、大丈夫ですね、お持ちですね。

では、資料をごらんになっていただいて、まず、第7条、議会は全ての会議を原則公開とする。

これらについて段階評価、そして管理評価をし

ていくわけですが、各会派からの意見ということで、公開している、公開度は高いと感じる、評価及び管理に関する意見(案)ですけれども、原則、条文のとおり全ての会議を公開しており、今後も条文に従い、これまでどおり取り組んでいく、こういったことが記されております。

それでは早速ですが、これらについてまず、段階評価、どういう評価といたしましょうか。これまで各会派からいただいた1に関しては、全ての会派がAということですので、Aでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 続きまして、管理評価ということになりますので、Aですから3ということですね。

〔「はい」「みんな3ですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 条文に従い、これまでどおりということで、3でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、第2項に入ってまいります。

議会は、有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。これに関しましては、まず、会派からの意見ということで説明責任を果たしていると、情報発信は行っているほうだと思うという意見が記されております。そのほか評価及び管理に関する意見ということで、ホームページ及び議会報告会並びに議会だより等で情報を住民に発信している、今後も条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。

それから、その後の改正に関しましては、今後の改善策(案)ですけれども、SNSを活用した情報発信の必要性及び実際に導入した場合の運用法、また、継続的に維持管理できるか等も踏まえた上で検討するというような意見が記されてお

ます。

それでは、この2項について、段階評価は少し分かれていますかね。公明以外は全てAということになっておりますね。

〔「Aだわ」「全てAだわ」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういうことになっておりますね。

強いて逆らう気はございません。

〔「このBは限りなくAに近いかな」と言う人あり〕

○吉成委員長 ありがとうございます。

じゃ、これは多くの会派がAという評価をくだしていますので、Aでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 ということは、必然的に。

〔「3で」と言う人あり〕

○吉成委員長 管理評価も3ということでもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続きまして、会派からの意見ということで、黒ポチ2つほど出ておりますが、このような意見ということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、ここですね。評価及び管理に関する意見、これについてはどうでしょう。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ホームページそれから議会報告会、大分、発信は十分やっているでしょうという。

これもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、今後の改善策ということで、今後はこのSNSを活用した情報発信の必要性と、それから、実際に導入された場合には、そ

の辺の運用についてというところの検討が必要ではないでしょうかという提案がなされているということですね。

これについてご意見あればお伺いしたいと思います。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 いかがでしょう。

今後の改善策としては、これらの意見を取り入れるということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、この意見を、改善策を取り入れたいと思います。

続きまして、3項に移ります。

議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとするということで、各会派からの意見に関しましては、ここにもありますように、請願・陳情の審査の際は積極的に参考人制度を活用すべきであり、また、政策提言を行う場合には公聴会制度を活用し、専門的知見また政策的意見を受けるべきであるという内容がほとんど、その下の色が黄色ですので、一緒の意見として記されております。

それから、実際に評価及び管理に関する意見（案）に関しましては、参考人制度については平成29年6月定例会の委員会審議、審査で取り入れたが、これからも政策的意見を討議に反映させるよう積極的に活用する。また、案件によっては、公聴会の活用も検討すると。

今後の改善策ということでは、公聴会制度と参考人制度の違いを踏まえて、案件の内容をよく精

査をした上で手続きを明確化し、活用に取り組む  
というようなご意見があります。

皆さんの、この3に関する評価については、こ  
れはちょっと分かれていますよね。A、B、C、  
D……

〔「全部だ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ばらばらですね。

〔「AからDまで全部」〔Dはあり得ない  
と思うな〕と言う人あり〕

○吉成委員長 Dもありますし。

〔「Eもある」と言う人あり〕

○吉成委員長 Eもありますね。

〔「めちゃくちゃだな」と言う人あり〕

○吉成委員長 Eというのは完全にめちゃくちゃと  
いう評価ですね。

〔「めちゃくちゃではないよね」と言う人  
あり〕

○吉成委員長 きょう、たまたまその齋藤委員が。

〔「いないんだ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ええ、お休みですので、ちょっとそ  
こは確認できないんですが。

実際にはこの評価及び管理に関する意見（案）  
のところではやりましたよということで、載せて  
いますので、全くやっていないということではな  
いので。

〔「ないよね」と言う人あり〕

○吉成委員長 まず、Eではないということは言え  
ると思いますね。

ですから、例えばそのCという評価であれば、  
もう5割以上やっていると。Bであれば、7割以  
上やっているとというふうな捉え方での評価になっ  
ていくわけですがね。

その陳情であり、請願であり、そればかりで  
はないんですけども。ほかの、例えば条例でも  
そうでしょうね。それも精通した方にちょっと

来ていただいて、参考人として意見、陳述を述べ  
ていただくようなことも当然、制度としては可能  
なわけですから、そういったことも含めた上で、  
ちょっと判断を皆さんでご協議していただきたい  
と思います。

〔「すみません、いいですか」と言う人あ  
り〕

○吉成委員長 大野委員。

○大野委員 こういう制度は、この那須塩原市議会  
では、要するにあるのは間違いない。ただ、過去  
に、過去というかそういう機会がなかったという  
ふうに捉えるのか、その、前に1回ぐらいしかや  
っていないですよ。何て言うのかな、その評価  
の仕方として、そういう制度はありますよ、だか  
ら行っているというふうに考えるのか。あの、何  
と言うんですかね。

〔「そうだね、うん」と言う人あり〕

○大野委員 うん、そういう制度がなくて行ってい  
ないのかという部分で、ちょっと僕も評価したと  
きに非常に迷ったんですけども、どういうふう  
に捉えたらいいんですかね。

○吉成委員長 今の意見は、制度があっても活用す  
る場合もあるし、案件によってはする必要もない  
しと、それを考えたときには必ずやっているかと  
いう、そういう評価なのかという意味ですよ。

○大野委員 できそうなときに、これ、やったんで  
すよね。

○吉成委員長 だからそう考えると、必要だからや  
ったということは100%ということ。

〔「そう、そういうふうだから」「そうい  
うふうに思うことだよ」「それはまさに  
そうですね」「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 この参考人制度とか、公聴会制度っ  
て、多分前はほとんどやっていなかったと思うん

ですね。

それで、やっぱり必要だよねというような、ほかでやっているとかっていう、見てきてこの条例には入れたんですけども。実際、じゃ、どうやって、どういうときにやっていいのかというのが、何かわからなくて。請願とか陳情で、それも希望があったり、その請願者や陳情者から希望があったり、こっちからわからないと言ってやることはあったんですけども。多分、請願、陳情以外に参考人を呼んだりとか、公聴会開いたことは一度もないです。一度もないから、その、いいというんじゃないくて、本当は開いてもいいものがあるのかもしれないんですけども。私たちのほうがどういうふうに使っていいかわからないという意味では、これはとてもこう結構高いレベルの話なんだと思うので、それで私はあまりいい評価はしなかったんですけども。

今後はやっぱり、やるべきだけれども、やっていないというんじゃないくて、何にやっていいか、やっぱりわからないという、どういうふうにして使っていいかわからないというようなものが多いので、やっぱり市民の声を聞くということからすると、一般レベルの市民だけじゃなくて、本当にこう知見のある人の意見を聞いて勉強するとか。

太陽光のきょうの話なんかも、ちょっと私はそういうことを感じたんですね。何か、何十ヘクター。

〔「50」と言う人あり〕

○山本副議長 50とかって、それは本当にいいのかとかね。その辺のところを判断しかねるときに、そういうことの専門家の人に来てもらって、勉強会するみたいなものだってあっていいのかなというようにも思ったので。

これは今後の期待という意味では、Aでは絶対ないと思う。AとかBではないだろうなというふ

うに私は思います。

○吉成委員長 結局、この参考人であったり、公聴会制度であったり、それ自体の運用の仕方というのを決めているわけでは当然ないですから、非常にそこに関して言うと、判断は難しいという部分はあるだろうとは思いますがね。

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 室井主査。

○室井主査 今、ちょっと公聴会と参考人についてのお話のことです。かいつまんで簡単にちょっと制度自体の話、これは昨年も中村健先生、来ていただいたときに少しは触れた部分であるんですけども。

もともと、この公聴会と参考人制度というのは、実はこの基本条例のさらに、何と言うんでしょう、上というか、もともと地方自治法のほうで法制度化されている制度なんですね。

公聴会なんていうのも、参考人も同じ目的でございまして、基本的には専門職、有識者、あと利害関係者、こちらの方の意見をこう取り入れるというものがもとの趣旨でございます。

公聴会なんていうのが、昔から本当にあった制度で、予算、その他重要な議案、陳情等の審査に当たって開くものとされておりまして、参考人については、議案として直接というか、結びつかない委員会の所管事務調査でも意見を聞くことができるというふうな、公聴会よりももっと幅広く、基本的に参考人も議案等の審査に活用するものではございます。

ただ、じゃ、何が違うんだというところでは公聴会、当然公述人ですね。こちらについては原則として公聴会の開催については公募を行いまして、応募されたものの中から、応募された方から委員会とかが選定して行うもので、参考人については、もう委員会の指名ですね、はい、そうですね。委

員会の中での議決をもらって、議長に承認をいただいて第三者から出席を求めて来ていただくことができるというものです。

ただ、公聴会と参考人にはまた違いがありまして、公聴会、さっきも言ったように公示などを行いますので、その期間で開催まで1カ月もかかるよという時間の、言ってみればデメリットがあります。それらの市民の意見をもっと簡便に聞くためにということで、平成3年の地方自治法改正のときに、参考人制度というのが法制度化されたということです。

また、参考までに、委員会という話を中心にお話しましたけれども、平成25年の自治法改正で、本会議でもこう活用できるというような自治法改正になってございます。

こちらが、公聴会と参考人ということで、簡単にご説明させていただきます。

はい、以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、室井主査のほうから、参考人並びに公聴会制度に関する自治法の改正並びに詳しい説明をいただきました。

そういったことを加味しながら、この7条についても当然、議論された上で平成24年3月議会において、基本条例の中に盛り込んだわけですね。

ですから、その趣旨としては、当時にとしてみると、私の記憶の中ではやはり陳情なんかの際には、しっかりと陳情者の意見等も聞こうというような内容を加味して、この項目を入れたという記憶があります。

そういうことを考えると、現在、ここではこの平成29年6月の川の日ですかね、の案件に対して、これ一度否決をしていることもあったので、余計やはりしっかりと提出者の意見も聞こうということで、参考人として呼んで説明いただいたという

経緯があったということは、間違いなくあるんだと思うんですね。

そういうことを加味すると、今後やはり我々だけの判断でできないような案件というのが、当然、上程される、また議案として上がってくる、そういった可能性というのはあるんだと思うんですね。

そういった際には、参考人であったり、それから、かなり専門的な知識を有する人の公聴会等での発言を求めるとか、参考人としての発言を求めるとか、そういったことも当然必要だろうとは思っていますね。

そういった中で現在、那須塩原市議会としてはここをどう評価していくかということですね。

C、D、C、D、E、D。

〔「C、Dあたりが順当になっちゃうんでしょうね」と言う人あり〕

○吉成委員長 C、Dが多いですね、Dがね。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、そういう場面に遭遇したのに呼ばなかったという理解でよろしいんですか。

○吉成委員長 はい……

○佐藤委員 この参考人制度や公聴会制度を活用するときにあったのに、活用していなかったという理解でよろしいんですかね。

○吉成委員長 そこは何とも言えないんですけども。

○佐藤委員 必要ないのに呼ぶ必要ないと思うんですけども。

○吉成委員長 いや、そこが非常に難しいと思うんですね。呼ばなきゃいいだろうということになってしまうと、じゃ、これいらないだろうという話にまでつながってっちゃうと思うんですね。

○佐藤委員 もちろんこういう制度があるんだから、そういう必要にせまられたときは、呼べるような形で、これつくったと思うんですけども。我々、

何でAにしたかという、その必要性がなかったから、必要性があったときは呼んでいますよということでAにしたわけです。

〔「委員長」と言う人あり〕

○吉成委員長 課長。

○増田課長 去年、多分、中村先生の勉強会のときに、町田市議会の事例が紹介されたと思います。町田市議会のスライドを見て、町田市では陳情、請願の場合には必ず参考人として来ていただくというようなことを制度化していますよね。

先ほど、委員長、おっしゃいましたように、陳情、請願のみならず、条例とかそういったものも参考人制度を活用することはできますけれども。そういうふうに全て制度化するというのも一つですし、希望があった場合には、要は参考人として、そういうシステム化することも可能だと思いますので、そういったところもご検討いただければというふうに思います。

○吉成委員長 あの、システム化するかどうかというのはまた別問題で、やっぱりこの制度自体をどう生かすかということで、捉えていただいた中で評価を考えていただければと思うんですね。

森本委員。

○森本委員 多分、AとかBとか高い評価をした人というのは、現状について、今の現状についての評価なのかなと思うんですね。未来に向かってこうすべきじゃないかと考えてくると、多分評価が下がってくるということじゃないかと思うんですね。

そのどこに基準を置くかによって多分変わってくるのか。うちは、那須塩原クラブではやっぱり佐藤委員が先ほどおっしゃったように、そのシステムがある。それが必要なときに使えればいいんじゃないかということプラス、実際に1回使っている。ということがあることは実績もある。と言

われれば、これはこの制度に関しては利用しているということで、行っているという判断をさせてもらったのは、うちの会派から話が出たんですね。

だから、それを今後、じゃ、どうするかという話になった場合になってくると、じゃ、もっと、先ほど課長から話があったようにシステム化して、いっぱいもっともっとたくさん活用したほうがいいんじゃないかと言うと、またそれはちょっと別の議論なのかなと。この条文の理解という意味では、今、現状この条文に対してやっているかということ、行っているというのは現実なのかなということ、こういう評価になったんだと思います。

○吉成委員長 これは、評価ですからそれぞれ捉えかたが当然違って不思議はないわけですよね。

〔「はい、一つ」と言う人あり〕

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 もう一つあの、そういう言い方しては失礼かもしれないんですが、やっぱり何年議会でこうやってきたかというのは大きいと思うんですね。この低い評価をしたところは結構その会派の人たちが3期以上みたいな人のところが多くて。あの、ごめんなさいね。そういう言い方したらいけないですけども。そちらの会派、今1期と2期ですよ。その私なんかはやっぱり、これつくったときのことなんかもやっぱり考えていくと、これって聞いたかったよね、でもそういうことを諮るところもなかったというような現実があって、それが今、来ていてすごくよくなっているんですけども。

あの例えば、陳情や何かが出たときに、じゃ、これ参考人呼びますかって全てをこう、じゃ、議運でもんでいるかということ、そういうこともしていないということもあって、やっぱり評価が足りないような。

町田を見たときは本当に私もああ、すごいなって思ったというのもあったし、その辺はやっぱり捉え方が違うのかなというふうには思って、難しいなって思います。

○吉成委員長 実際には、ここでは去年の6月の事例を一つ載せていますけれども、そのほかにも参考人として意見を聞いたことというのは、実はあるんですね。

放射能に関して言うと、2つの団体から非常に似た陳情が出されて、それぞれ代表の方3人ずつですか、来ていただいて、会場としてはここではありませんけれども。参考人として呼んで、意見陳述を述べていただいたという経緯がありますから、当然この事例だけじゃなくても、やった経験としては、あるのは事実です。

あれなんかは非常に、やはり大きな陳情の一つだったということがあって、そういったことを加味して参考人として話を伺ったという経緯があったと思うんですね。

もう一つは、やっぱり我々がこの案件をどう捉えるかという部分であるんでしょうね。陳情にしても、請願にしてもね。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。中村委員。

○中村委員 あのととき、放射能3件のうち、1件を聞いたときに、こうしてほしい、ああしてほしい、放射能に対する要求の中の陳情、請願でしたよね。そのときに、このぐらいのものはまず安心ですよと言った、大学の先生の意見も聞きたいと、委員があのとときいたのは確かなんですよ。実際のところ。

それは、その制度がなかったために一方的な話は聞きました。向こうはちょっと工夫を凝らして3つに分けてきて、細かい説明ができるようにということでやってきたんですが、そのときにじゃ、

このぐらいのものは容認する先生も中にいたのは確かなんですが、そういった意見も聞きたいというのは、委員の中にもいたんですが、そのとき参考人として、そういった先生の意見も聞けるしくみも欲しいということになれば、意見も聞きたかったなというものも実際にそのときあったんです。

参考にちょっとしていただければと思います。

○吉成委員長 じゃ、ちょっと進めないといけませんので、そういった意見もあります。

どう捉えていくかということですね、本当ね。どうでしょう。ほかご意見ございませんか。

〔「はい、いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 やはりその、この制度の捉え方によって大きく変わると思うんですよ。

私は先ほど何度も繰り返すのも何だけれども、これはこういうものを活用できるということで理解をしているんです。

そんな何でもかんでも活用しろということになると、必要ないもないのに過剰に公聴会とか、参考人制度を開くのかということになるんですよ。

その辺の制度化するという事は必ず、町田市かどこか知らないですけども。

そういうふうな制度化をするという形なんですか。

○吉成委員長 いやいや。

〔「努めるものですよね」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうじゃなくてあの、課長がアドバイスをしていただいたのは、せっかく去年、ああやって7回にわたって、議運の当然副委員長ですからその指導的な立場にいたからよくご存じだと思いますけれども。その7回のうちの一つには、そういった参考人であったり、公聴会制度に関する中村健先生のご意見をいただいたりということもありましたよという事実を言われているわけで



すから。

制度にするシステムづくりをするというのは、これはまた別問題なので、そうじゃなくて今の段階で那須塩原市議会として、この7条を参考人についてどこまで実施をしていきたいか、また取り組んでいきたいか、そこでの判断をしていただくということだと思います。

副委員長。

○相馬副委員長 まず、この検証の段階評価について、参考人制度それから公聴会制度を討議に反映させるよう努めるものとするということになっているものですから、文章自体がですね。だから努めるものとするについては、我々は努めてきたという判断で、Aということになったんですけども。

それでは、参考人制度と公聴会制度、この制度の違いをちゃんと理解して、それを使い分けて、政策的意見の検討に反映させたかどうかについては、そこまではもしかしらっていないのかなと。参考人と公聴会制度というものの違い自体も恐らくはつきり、すみません、私自身は名前は、この名称を読めば何となくはわかりますけれども。どういうふうに制度を使い分けるのかということについては、制度の使い分けについては若干まだわからないところもありますので。

ただ、努めるものとするということに関しては努めて、しかも討議に反映はさせてきたんではないかなというところがありますので。今後どうするかについては今後の意見なんですけど、努めてきたような気はするんですけど、なっていないというふうな意見が多いことですので、ニュアンスの違いだけなんだろうと思うんですけども。

○吉成委員長 あの結局、段階評価、管理評価、段階評価がつけば、大体管理評価はおのずと決まってくるんで、今、副委員長のお話をいただくと、

議会としてはA評価の……

〔「Aではないな」と言う人あり〕

○吉成委員長 2とかってなっちゃう。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういうことになるよね。

〔「そういうことになっちゃうんで」と言う人あり〕

○吉成委員長 本来だと大体3……

○相馬副委員長 そうそう、そうなっちゃうんで、そうすると今後まだまだ改善していく余地があるということであれば、やっぱりBとか、あ、Bじゃなくて。

〔「Cとか」と言う人あり〕

○相馬副委員長 Cか、Cとかにしなくちゃならないのかなと思ったりもするんですが。

○吉成委員長 さまざま、ご意見があって当たり前ですので、ここで立ち止まってしまうわけにいきません。ということで、どうでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 山本副議長。

○山本副議長 これ、どちらかと言うと、管理評価は2だと思うんですね。管理評価は絶対に1ではないし、3……

○吉成委員長 いや3ではない。

○山本副議長 3でもないという感じで、2だと思うんです。やっぱり続けていかなきゃいけない。そう考えたときに段階評価はAはないと思うんですね。それで、じゃ、どうかと言ったときにこれだけ各会派から意見がC、D、Eと分かれているということで、私はやっぱりCぐらいにはしないと。自分の中で絶対Bと、半分以上できているという認識は絶対ない。きちんともっと活用はすべきだった。活用されていないというふうに私はCの2ぐらいで妥当かな。全体のこの評価を見るとそうではないかなという気が。

○吉成委員長 はい。

○山本副議長 思うんですけれども。

○吉成委員長 今そういうご意見をいただいております。

いかがでしょうか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 だから、その辺については十分に理解したところです。それで結局、公聴会や参考人制度を活用すべきところだったんですけども、それができていないという捉え方でよろしいんですね。

○山本副議長 できていない部分があったと、もっと活用したいという意味を込めてCの2ということで。だから全部できていたということではないと私は思います。

○吉成委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

そういう捉え方の人もいるということで、はい。それは十分理解しました。

○吉成委員長 それでは、そろそろまとめたいと思いますが、さまざまなご意見を聞いていて、違いがあるのは当然ということ一つ言えると思いますが、どうでしょう。

今、山本副議長からは、Cの2程度が妥当という表現がいいかどうかわかりませんが、そういったご意見が出ております。

この評価、各会派の評価を見ると、どっちかという、こう分かれちゃったんですね。

○山本副議長 そう、真ん中がね。

○吉成委員長 そうすると、ここかなということになるとCの2でどうでしょうか。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

〔「そうすると、怠慢だったということですね」「我々は本当に一生懸命やったんですけども」と言う人あり〕

○吉成委員長 あの、もう。

〔「ああ、わかりました。いいですよ。Cの2で」「一生懸命やったんだよね」「議員の資質が問われる」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、4項に移ってまいります。議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

これについて、その各会派からはさまざまご意見が出ております。行っているということもありますし、それから、委員会の傍聴人数については検討すべきだと。それから平日、昼間の議会の傍聴については良いが、これ以上の要求は簡単ではないと。委員会の傍聴については今後、人数が多い場合のことを考える必要がある。インターネット中継を見ることができる場所をふやす。録画配信を早急に行うようにしていくこと。委員会の傍聴人数を今後ふやしていけるようにすると。これ新庁舎というふうに括弧書きがありますけれども。そのほかに今度は、評価及び管理に関する意見のほうですけれども。

本会議及び委員会では、現状で市民が傍聴しやすいスペースを考慮し、傍聴規則及び各委員会の申し合わせ人数を制限しているが広さには限界がある。新庁舎は多くの市民が傍聴するためのスペースの確保が必要です。これも新庁舎に関するご意見ということになりますね。

今後の改善策ということでは、新庁舎、これも新庁舎ということですので、今後のということになってきます。こういうことが記されています。

それでは、この4項に関する評価としては、AとBに完全に分かれていますね。Aの会派が3、

あの方、あの方の会派等はBというご意見でございます。

いかがでしょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、森本委員。

○森本委員 こういうことって、多分、最高ということではなくて、上を目指せば切りがないというか、ずっとさらによくするには、もっとよくしていかなくちゃいけないものかなというふうに思うんですけども。

私は現状のこのシステムの中では、市民が傍聴しやすい環境の整備というのをするように努めているんじゃないのかなというふうに思います。

そういう意味では、やっぱりAの3という評価でもいいのかなというふうに思っています。

それで、今後例えばその行うこととしては、例えば新庁舎のほうとか、そういう部分とかあるというのわかりますけれども。現状行っているという意味では、あの何か努力を怠っているのかと言えば、そういう部分がないように思うんで、そういう意味ではAでいいのかなというふうに思っています。

○吉成委員長 はい。

山本副議長。

○山本副議長 以前はあのネット中継、すぐに見られたんですね。自分のものをやった日の夜、見られたんですね。今、1週間か、10日ぐらい見られなくなっているのね。

これについては、ものすごく市民の方に言われました。昼間見られなくて、やっぱりリアルタイムで見たいのに、こう毎日見ている更新されないって。

そういう意味では、私はここのところは、その一点でBにしたんですけども。

〔発言する人あり〕

○山本副議長 わからないと思います、もう。

そういう意味では、やっぱりあのネットを公民館でも見られないところがあるというふうに言われてまして、自分のうちにネットがない人がやっぱりこうリアルで見られる、新聞に出たりするのがね。

そのところを、私はBにしたというところですよ。ちょっと現状、Aではないかな。身近ではないかなと。傍聴しやすさというか。

○吉成委員長 今、1週間ですか。

○山本副議長 1週間、もうちょっと。

○吉成委員長 はい、補佐。

○福田議事課長補佐 以前は議会事務局職員が編集をして、当日のうちに載せていた時期もございましたが、今、システムを入れた都合上ですね、業者が今、編集をしていますので、今のところ1週間前後かかっている状況でございます。

○山本副議長 そうだね、もうちょっとかかっているんじゃないですかね。

〔「確かに見られない」と言う人あり〕

○山本副議長 そう見られない、帰っても。結構そういうのがあったので、私はそこはBにして……

〔「昔は見られたんですね」と言う人あり〕

○山本副議長 見られたんです。その日に見られたんです。

〔「最初から見られないもんだと思っていたから」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 全体的から見れば、いろんな形で傍聴する。直接来られなくても、まあ、山本議員が言ったような点もあるということなんです。我々は改善された点では、今までは名前とかいろいろ書いていましたよね。傍聴されるね。

〔「はい、はい」「住所とか」「その辺改

善します」と言う人あり]

○佐藤委員 それで、やっぱりそれよりも、もうちょっといい改良して、今はただ来た人だけチェックするだけになっていますよね。

それが、傍聴の環境の整備につながったかどうかということになるとしたら、やっぱり山本議員が言うように、全体的に見て、そうすると、あのネット中継が見られないということになれば……

○山本副議長 うん、だよな。やっぱりDぐらいかかって思う。

○佐藤委員 そう言われればそうかもしれないな。

○山本副議長 Aって言っちゃうと何かもう……。

○吉成委員長 森本委員。

○森本委員 先ほども言ったとおり、Aだから、その上がないという意味ではちょっとないのかなと思っているんです。Aだったらもうそれ以上はないじゃなくて、達成はしているかもしれないけれども、特にこういう、努めるものとするというふうになっている努力目標の場合って、努めることは努力しているけれども、努め続けることによって上にいくという意味かなというふうに私はこの条文の中で捉え、その前のもそうなんですけれども。

この努めるものとするというのはやっぱり、努めることを達成しているからこそ上にいけるというふうな理解を私はしたんですけども。だから、結局例えばその傍聴の規定が変わったりとか、そういう変更を加えたりとかするというのは、その市民に傍聴しやすい環境を整備することを努力しているということに私はなるのかなと思ったんです。

その努力をしているということがAの評価であって、その努力を続けることがさらに環境の整備につながっていくのかなというような意味で捉えました、私は。

○吉成委員長 そういう案のご意見が出ました。

これまで、その傍聴しやすいようにということでは、傍聴規則の改善を図ったというのは事実ですね。極力書き込みをなくしたというのが1つありましたね。

それから文言等も非常に……

[「襟巻とか外とうとかね」と言う人あり]

○吉成委員長 ええ、あの辺の改善も行いました。

山本副議長のほうから指摘がありましたその中継に関しては、以前は早かったものが現在は1週間以上、今の話だとかかるということですから、残念ながらそこはちょっと後退してしまったということはあるんだと思うんですね。

でも、併せてあのシステムを入れたことによって、傍聴者は画面で見られることもできるようになったという、そういう部分の改善も同時にされているという部分もあるわけですね。

その辺を相対的に判断してそれぞれがAかBかという、評価としては非常に高い評価だと思うんですけども。そういった評価がなされたんだらうなという気はいたします、はい。

山本副議長が言う、その一点というのはね。

○山本副議長 すみません。

○吉成委員長 録画中継をもう少し早くということでは重々わかりますが、その辺を加味してどういう判断をするかということですね。

例えば、Aの3、Aの段階評価で管理評価3。そして、今後の改善策のところにはここに書かれているように、インターネット中継の場所、それから録画配信の対応の改善、取り組みというような形を入れるかとか、そういったことも可能なという気もしますけれども。

いかがでしょうか。

[「Aの3でいいんじゃないですか」と言

う人あり]

○吉成委員長 よろしいですか、Aの3ということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

それで、評価及び管理に関する意見とそれから今後の改善策ということで、それぞれ（案）になっていますが、これはこういう評価でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただきます。

それから、大変申しわけありません。

7のほうの、今度もう一つ、3項のほうに載っていたら、実は評価及び管理それから今後の改善策についての皆さんの了承をとっていませんでした。

この部分についてはこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このようにさせていただきます。

それでは次、8条のほうに移ってまいります。

議会報告会です。

8条、議会は討議内容及び議決事項の報告をするとともに、市政全般の課題について市民と意見交換を行うため、議会報告会を開催するものとするということになります。

これについては、さまざまな会派から意見が出ています。色分けになっていますので、まず、グリーンのほう見ていただくと、参加人数をふやす方法を考えるべきであると。それから黄色の部分の3つ目のポチを見ていただくと、年2回のうち1回は各種団体等へ出向いての出前議会報告会と

し、多くの意見、要望をいただく機会としたらどうか。これは本日の議会報告委員会の委員長報告の中に会場等、それから出前等の発言がありましたから、今後そういった形で議会報告会は開催されるということで、既に改善のほうに進めているという報告だったなど、そのように受け止めました。

それから今度は、赤の部分を見ていただくと、意見交換のやり方、工夫が必要と。報告の仕方については、プロモーションビデオなどを作成して市民が議会に興味を持つような形もあってよいと思うというような意見も出ております。

そして、青については下から3つ目になりますけれども、テーマの決め方ではホームページ、それから議会報で市民から意見を伺ってはどうかと、そういったご意見等がございました。

評価及び管理に関する意見（案）については、議会報告会を平成24年8月の第1回を皮切りに平成29年11月報告会で計9回開催してきたと、これまでに開催曜日（土日開催）や意見交換会の導入を進めてきたが、年々減少傾向にある。開催場所の見直し、また全体的な運営進行の改善に取り組む。

それから、今後の改善策については、参加増につながる等の改善策は、今後とも議会報告委員会で取り組んでいくというご意見が記されております。

それでは、皆さん会派の評価をごらんになっていただくと、これについても……

〔「Aじゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 すみません。違うところを見ていました。

〔「ああ、そうですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 この辺については、全会派ではないですけれども、ほとんどの会派がAということで

すね。

どこですか、これB出したのは。

〔「2番目、私のはAの3になっています」  
と言う人あり〕

○吉成委員長 我々、公明クラブについては、ここでは意見のところで述べているように、こういった2つのこと、先ほども言いましたけれども。そういったことを、今後、行っていつてはどうかということで、Bの2というようなことにしていますが、ほかの会派がAの3ということの評価として出しておりますので、Aの3でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、これは段階評価がA、そして管理評価が3にいたします。

それから、評価及び管理に関する意見はこのような形でよろしいですね。

〔「はい」「お願いします」と言う人あり〕

○吉成委員長 それから、今後の改善策についても、とにかく一回、報告委員会でしっかりと取り組んでいただくということでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

続きまして、今度は2項になります。

議会報告会に関することは別に定めるというので、これはあの別に定めてありますので、これも……

〔「評価すれば、これAでしょう、もうね」  
「Bはおかしい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃなくて、要綱を我々はちょっと見てしまったんですね。

〔「中身をね」と言う人あり〕

○吉成委員長 中身をね。

そこも実は、直しちゃったんですけども、それ載せられないので。

じゃ、これもAの3でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、Aの3。

これについては、評価及び管理、これも既に平成27年に私ちょっと委員長をやっていましたけれども。

報告委員会を組織して、実施要綱等も決めたということでやっているということですね。

それで今後に関しましては、議会報告会に関することは条文のとおり、要綱で定め、変更すべき事項があれば、要綱の改正より対応するというところでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形とさせていただきます。

それでは続きまして、9条のほうに移ってまいります。

9条、市長等との関係。

議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとするということです。

これについてはまず、これはほとんどAですね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 これは結局その、要は1項になるわけですね。ここの。

〔「ここの条文が1項になって、この(1)、(2)、(3)は条文の3のという意味ですよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 それで、……

○山本副議長 (1)、(2)、(3)ってやらなかった……

〔「これに対する全体評価」と言う人あり〕

○吉成委員長 (1)にしますね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 (1)については、本会議における議員と市長等は、質問又は質疑の際、論点及び争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。

これについては、全会派がAですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、じゃAの3ということでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、次の(2)ですね。

〔「評価及び意見」と言う人あり〕

○吉成委員長 あ、すみません。そうですね、はい。

そして、評価及び管理に関する意見、一問一答方式については、議会基本条例を制定以前から先例、事例で制定し導入したと。これまでも条文のとおり取り組んでおり継続して取り組むということでもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようなことにさせていたできます。

続きまして、(2)議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して反問することができる。

これについては、どうでしょうか。

〔「発言する人あり〕

○吉成委員長 うちのほうは、これを評価として実はDにしているんですけども。

その反問権とって、実際に私の記憶の中では反問権を有する当然執行部側との意見交換というか、その反問とは何ぞやとか、どこまで反問するんだとか、そういったことの意見交換は実は一度もやっていないんですよ。それが気になったので、実はこういう評価にしたんです。あの、やらないのはそっちの勝手でしょう、だからやっていない。それはそれでいいんじゃないと言えばそれで終わっちゃうんですけども。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 うん。ただちょっと、自分たちの自己満足ではないけれども、そこで終わっちゃってようなこの反問権に関しては思うんですよ。

皆さんもさまざまな視察に行って、議会なんかできくと、やはり結構……

〔「やっているとか」と言う人あり〕

○吉成委員長 反問権が行使されているところというのが、実はね、あるということは聞いています。

〔「あるね」「あります」「そうですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 だから、我々にとって、議員にとってみたら、まあ反問されないに越したことはないんでしょうけれども。反問権を行使されることによる緊張感であったり、より我々も下調べが必要になってくる。

そういったことにつながるの間違いなと思いますよね。

そういうことを加味して、我々こういう評価にしたんです。

〔「今、反問権はできることになっているのだからいいんじゃないですかね、3で、どうですかね」と言う人あり〕

○吉成委員長 評価が、皆さんがそういうふうをしているんで、それで構わないと思うんですが。ただ気になるのは、今後についてなんですよ。

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 これについては私は伝家の宝刀でいいと思っているんですよ。

あまりにも議員が旧式なことを質問したときに、じゃ、あなたはどうか考えるんだと、反問権はあるというだけであって、基本的には、議員は執行部が出してきた議案に対しての質問であって、あの、そういうことです。

だから、あまりとんでもないようなことを言ったから、じゃ、おまえどうするんだというような反問権、そこだけ使ってもらえればできるんだということで、私はこれで今までの使い方でもいいんじゃないかなと考えますので、Aの3なんですけれども。

○吉成委員長 うち以外は全てAの3ですよ。

〔「ですね」「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、Aの3ということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

ただこの評価及び……

〔「それは変だと思う」と言う人あり〕

○吉成委員長 管理に関する意見とそれから今後の改善策については、そうになってしまうとどうなのかなという部分はあるんですが。

これはうちの会派のを取り入れてくれてここに記されているんですね。

〔「どうするの」「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、山本副議長。

○山本副議長 評価はともかくとして、今後の改善策でその申し合わせをすとか、実施要綱の規定を設けてとかという話になると、物すごい話になってしまうので、これはAの3なので、このところはするところ、流してしまったほうがいいんじゃないでしょうかね、と、私はこれはないほうがいいと思うんですよ。

〔「執行部のほうから何かあればね……」  
と言う人あり〕

○山本副議長 もっと言うと、一般質問というものが、執行部と議論を闘わせる場ではないので、その非常事態があったときには反問権が使えるよ、ぐらいの意識でいいんじゃないかなということなので、こういうこの改善策はいらないと私は思います。

○吉成委員長 はい、そのようなご意見です。

ほか、どうでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 まあ確かに、Aの3ということですから、あまり極端な改善策は必要ないんじゃないでしょうか。

じゃ、ここは削除するというのでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうすると、その前に評価及び管理に対する意見というのも当然同じようなものになりますよね。

〔「いらぬかもしれない」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、こちらについても削除ということよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そうさせていただきます。

じゃ、続きまして、今度は(3)になりますね。

議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができるということで、こちらについては、今回、福田補佐のほうに全国の事例等も含めて調査をしていただきましたので、福田補佐のほうから説明をお願いします。

○福田補佐 はい、委員長。

○吉成委員長 補佐。

○福田補佐 私のほうから文書質問につきまして、少しお時間をいただいてご説明させていただきたいと思います。

文書質問につきましてはこれまで12月の議運の研修におきましても、廣瀬和彦先生から文書質問は議会会期中に行うものだというようなお話もございました。閉会中については、議会として行うものではなくならないというようなお話だったと思い



ます。

また、議会運営委員会で、この委員会で1月に四日市市議会を視察した際には、四日市市議会では議会期間中以外に行っているというご説明があったと思います。

視察の際にも議員からも多くの質問が出ていたこともありまして、この検証の中で、文書質問についての考え方などご確認、また共通認識などをしていただき、検証に当たっての一つの参考にしていただきたいと思いますと考えまして、事務局として調査したものをまとめた資料となっております。

まず、1番上の資料です。他市議会の実態を調査いたしまして、他市議会における文書質問の状況という資料となっております。1番最初が那須塩原市になっておりまして、4ページまでです。16の自治体、文書質問ということでインターネットで検索をして出てきたものについて、順から16番目まで載せさせていただいております。1番目が那須塩原市の状況になっておりまして、①の四日市市から大田原市というふうになってございます。

内容につきましては、議会基本条例の下に、手続きなどを定める要綱または規定などを設けているか。そしてこれまでの実績はどのぐらいあるのか。そして、関連のあります一般質問の持ち時間はどのぐらいかというようなものが記載してございます。

これをまとめたものにつきまして、もう一つの資料となっておりますA4縦型の資料をごらんいただきたいと思います。

文書質問の必要性についてという資料となっております。

まず、文書質問とはということで、こちら読ませていただきますと、議会における議論は言論によるものであり、質問は口頭によることが原則で

ある。質問者が多数の場合や口頭による質問を補完する場合に文書質問を認めることができるというようなものでございます。

四角で囲ってあるところをごらんいただきたいと思いますが、文書質問の実施時期について、全国市議会議長会に見解の確認を行いました。

文書質問については、一般質問と同様のものと考えられるので、会期中にのみ認められると考えるというような回答をいただきました。

参考文献といたしまして、ちょっと数が少ないものですから、市議会議長会にもご紹介を依頼したところ、私どもの図書室にもございます「議会運営の実例 第2巻」の中の212ページというところに見解が示されているということでございましたので。皆様にも後ろのほうにホチキスどめで3枚で綴ってあります文書質問というところをちょっとごらんいただきたいと思いますけれども。

これを1枚めくっていただきますと、マーカーをつけさせていただきましたが、文書質問は会期中にのみ認められるかというところで、こちらのほうで会期中にのみ認められるというような記載がございます。こちらのほうは後でごらんいただきたいと思います。

また、その下の大きい四角で囲っているところにつきましては、元衆議院法制局参事の吉田利宏氏が「地方議会人」の2017年11月号の中で、文書質問についての制度設計の上で考慮すべきことというタイトルで記載していたものを参考にまとめたものでございます。記事につきましてはやはりこの写真付きで、後ろのほうに資料を添付しておきましたので、こちら後ほどごらんいただきたいと思います。

こちらが2面に文書質問ということで、マーカーでつけさせていただきましたが、こちらの記事をまとめたものがこの四角の中となっております。

まず、吉田先生のほうは、なぜ、文書質問のほうが必要なのか。なぜ、文書質問の制度を導入するのか。そこを確認することが今、大事だということによっております。

文書質問について、制度設計の上で考慮すべきことということで、そういった記事等があります。

また、文書質問をスムーズに行うためには、執行部との調整を踏まえ、申し合わせや要綱などの整備が必要であるということをごさいます。

例えば、1年間にできる回数を制限したり、閉会中に発生した緊急事案のみについて行うこととするなど、議会によって場面や方法はいろいろであるということをおっしゃっておられます。

黒いひし形2つございます。

文書質問を制度化する上で大きく問題となるポイントとして2つ挙げております。

会期との関係、それから乱用の防止ということが挙げられております。

1つ目のひし形でございますが、会期との関係でございますけれども、こちらは議会活動と捉えるのであれば、閉会中はできないということが言えるということでございます。

②として閉会中は議員活動にしかならず、会期として決められた活動期間をよく考える必要があるということで、記載があります。

それを踏まえた上で、議長を経由してと、議会基本条例のほうで我々の那須塩原市議会の基本条例のほうでも、議会議長を経由して市長に提出するというふうになってございますが、ここについて、うまく解釈をして議長が内容の妥当性まで判断して首長に送付することで議会活動となっていくということで解釈をしてやるというようなことでございます。

その下のひし形の2つ目の乱用の防止ということでございますが、不必要な質問の多発につきましては、行政を麻痺させるという可能性があるということで、歯どめの議論も必要であるというようなことでございます。

今回、調査している中におきましても、⑬番の大阪府交野市では、3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、大阪府交野市は、下から2段目のところですけれども、実績をごらんいただきたいと思いますがすけれども。

〔「82」「82って」と言う人あり〕

○福田補佐 平成28年に82件という文書質問が出ておまして、麻痺してしまったということで電話でちょっと伺いました。閉会中、1回に限りという見直しを、その後されたということで伺っております。

〔「すごいね」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

○福田補佐 これらの内容を加味いたしまして、那須塩原市で文書質問が必要なかどうか。必要ならば、どのようなことを検討したほうがよいのかというものをまとめさせていただいたものが次ページとなります。

縦型のA4の2ページ目以降をごらんいただきたいと思ひます。

まず、文書質問を一般質問、文書質問と一般質問の関係をどう考えるのかということでございますが、一般質問と同様のものと考えてに当たってはやはり持ち時間というものが、どのようになっているかということで、17市をまとめてみましたが、こちらは結果といたしましては、持ち時間を答弁を含まずとしているところでは、答弁を含まず15分としているのが交野市。

〔「15分だから82もできる」と言う人あり〕

○福田補佐 30分が塩竈市、柏崎市以降です。35分が日向市と那須塩原市は40分です。それから1番長かったのは登別市ということで45分という結果でございました。

答弁を含むとしているところでは、30分が四日市市、45分が伊賀市、50分が加賀市、それから松阪市。答弁を含んで60分としているところが長井市から下野市ということで5市となっております。

〔「そんな文書質問は多くないわね」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

○福田補佐 文書質問を実施しているところ、今回の調査では、そうして一般質問の時間を短くということが言えるかと思えます。

それらを踏まえまして、那須塩原市として文書質問が必要な場合、検討が必要と思われる項目ということで以下記載させていただいております。

1つ目のひし形でございますが、文書質問を行うことができる期間ということでございますけれども。会期中、閉会中に限らずとしているところは那須塩原市を含めまして5市ということになっております。会期中のみとしているところは、②をごらんいただきたいと思います。小平市の1市のみでございました。③の閉会中のみというのが一番多くて9市、④の議会期間中以外としているのが四日市市と柏崎市ということで、四日市市と柏崎市につきましては、通年議会を実施しておりますので、少し言い方が違っているということになるかと思えますが、これも閉会中と同じような形になるかと思えます。

ひし形の2つ目でございます。

質問事項の内容についてということで、文書質問をできる内容はこういったものかということでございます。定めがないのは、小平市、防府市、

長井市、那須塩原市という4市でございました。小平市につきましては、会派の代表者の同意、それから防府市と長井市につきましては、規定を設けておりまして、小平市は自分の所属する会派の代表者の同意を得て議長に提出するというようになっておりますし、防府市と長井市は議長が必要、妥当性、時期を適正と認めたものを市長に送付するとしておりましたので、全く何も定めていないのは那須塩原市のみということでございました。

また、②の緊急的なものと限定しているのが、塩竈市、柏崎市以降の6市ということでございます。

③の重要かつ緊急なものとしているのが日向市と花巻市の2市でございました。

日向市では具体的には、市が関与する重大な事件または事故、それから市内で発生した大規模な災害や伝染病、そしてその他市民生活及び市政運営に重大な影響を与え、緊急の対応が必要なものというような規定をしてございます。

最後に④の一般質問に相当する程度としておりますのが四日市市以降の5市でございました。

次に、その下のひし形でございます。

議長の経由（議長の承認）することへの考え方についてでございますが、必要性、妥当性、時期等につきまして、勘案するとしているのが防府市、長井市以降6市でございました。また、議長が適当と認めたときとしているのが日向市のみということでございます。

その下のひし形でございますが、承認しない場合を手続き定める必要性についてということで、これは議長が自分の判断だけでこれを市長に送付するのを決定するということが……

ではなくて議会運営委員会等に諮問をして行うということを決めている議会の例となりますけれ

ども。議長が市長へ出すのを決定しがたいときにする議会運営委員会に諮り、決定するとしているのは塩竈市、1市でございました。適当でないのを認めるとき、会派代表者及び議員に補正を求めるとしているのは小平市。それから当該議員から異議があった場合に議運に諮問しているのは日向市ということで、答申につきましては全会一致で答申をするということまで定めているということでございます。

3ページに移らせていただきまして、質問できないものを決めておく必要性ということで、①といたしましては、執行機関により既に公知の事実であり、法令等に基づき、市長が回答し、または提供できる内容としているのが、塩竈市、柏崎市で、同じく議員活動に必要とされる質問のうち、議長を通じて市長等に要請すれば足りる質問、これは質問できないとしているのが同じ塩竈市、柏崎市ということでございます。

その下のこのひし形でございますけれども、大量の質問が出て、執行部の事務に支障が生じることがないように、回数、対応などについて決めておくということでございます。

①として、文書質問期間ごとに1回1件程度としているのが塩竈市。②として大量に出た場合、議会運営委員会で取り扱いを協議しているのは、四日市市と登別市。③として、大量の質問により執行部に支障が生じないよう配慮をした規定としているのは長井市と下野市ということでございます。

その下の市長の回答期限でございますけれども、2週間以内としているのが日向市、塩竈市、加賀市の3市でございます。10日としているのが柏崎市、小平市。1週間以内としているのが長井市。議長がそのつど指定しているのが防府市と下野市ということございました。

その下の答弁書の送付を受けた後の手続きについてということで、これは公表ということでホームページ等で公表することと、それから全議員に配付をしているということが定められているのは、こちらでございます。

要綱または規程を設けている議会ということで、こちらは大部分が要綱、規程を設けてございます。設けていない議会につきましては那須塩原市を含めまして4市ということございました。

1番最後につけさせていただいておりますが、那須塩原市として要綱や規程等を制定する必要性はあるかということで書かせていただきました。

それから、説明資料の1番下に、日向市の実施要綱、どういったように規定しているかということで、資料の1番後ろにつけさせていただきましたが、今、ご説明した内容などがこちら大体、様式1号、様式2号ということで文書の質問書を定めている文書質問の回答書を定めていたり、こういったものが実施要綱や実施規程ということで各市議会では規定をして、運用をしていうことございました。

ほかの議会がどのような形でやっているかということで、こちらのほうを議論の参考にさせていただければと思ひまして、まとめさせていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○吉成委員長 今、文書質問について実際に導入をしている他市議会等の一例を交えながら今、補佐のほうから説明をいただきました。

何か、この際ですからお聞きしたい点ありますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 これは結局、廣瀬先生の見解もそうでしたし、それから今回のこの資料の中で示されている方に関しても、やはり会期中における質問

であると、文書質問であるという捉え方ですよ。

〔「はい、委員長」と言う人あり〕

○吉成委員長 補佐。

○福田補佐 那須塩原市議会のほうは、やはり会期中、閉会中にかかわらずとなっております、こちらはやはりどちらに。このままいくのか、閉会中に限定するのか、その辺もちょっと議論していただいたほうがよろしいのかなというふうに一部ここがなるわけですよ。

○吉成委員長 まず、じゃ、評価のほうからいって、その後にしましょうか。

段階評価、それから管理評価ということで、これも分かれていますよね。

〔「CとBしかないんじゃないですかね」と言う人あり〕

○吉成委員長 Aがあります。

〔「Aだけでも」「Aの1」と言う人あり〕

○山本副議長 ああ、それ、ごめんね、私なんだわ。

〔「Aの1は」と言う人あり〕

○山本副議長 言わせてもらっていいですか、すみません。

○吉成委員長 どうぞ。

○山本副議長 私、あのAの1ってすごく変な書き方したんですね。事例のないということで、もう判断ができなかったというのがあるのと、あとやっぱり研修を聞いてその文書質問が一般質問と同様でその会期中だけだというのは、すみません、認識がなかったんですね。なので、那須塩原市議会の場合、時間もまあまあある、時間40分ありますし、回数制限ないですよ。あの1年間にいつやってもいいということになっていますし、現実にやる人は毎回やっているしということで、何も文書で質問を出すようなことは、何かいらないと、つまりこのここはらないということだと。

すみません。

1とA……

3で1と……

何か変ことなんです、そういうことだったんです。そういう意味です。いらないということで。

〔「じゃ削除ということ」と言う人あり〕

○山本副議長 そう、削除ということで、ごめんなさい。そういうことに。

〔「4ですね」と言う人あり〕

○山本副議長 はい……

〔「4ですね、4」と言う人あり〕

○山本副議長 ああ、そうか4か、すみません。

じゃそれも、すみません。

〔「Eの4ぐらいにするのかなと」「異様になっちゃう」と言う人あり〕

○山本副議長 検討というか……

○吉成委員長 改正するだからね、1だとね。

○山本副議長 すみません。じゃ、4です。1は、いらないということ。

でも、皆さんに従います。そういうふうに思っています……

○吉成委員長 これは、本当にあのCとEとかね、CとEですね。あとはね。

だから当然、EというのはやっていないということでのEという評価なんですけれどもね。

Cの場合は、これはどういうふうに……

副委員長。

○相馬副委員長 実は、その会派の打合せのときに、会期中または閉会中にかかわらず市長等、要は部局に対して、文書質問は実は行っているという判断をしたんです。ただし議長を通していないということで、質問用紙をつくって部長さんなり、課長さんなりのところに行って、こういうことで質問したいという質問の内容を個別にぶつけてやっているということがあったので、そういうことを

含めて、全くやっていないわけではないんだろうという判断で。ただし議長を経由していないのという、だから、その時点、この最初に向かった時点では文書質問の意味を。

〔「捉えてないんだよね」と言う人あり〕

○相馬副委員長 はっきりわかっていないで、相談をしていた。ということだったので、自分らで、文書質問はしていますよということになってしまったので、Cで。

ただし形式内容、実績検討は必要ということで2にしていると、そういう理由でございます。Cの2で。

○吉成委員長 きょうは改めて、やっぱり当然、廣瀬先生の研修会の折にも、この話は明確にされていたわけですがけれども。きょう、改めて、やはり補佐がいろいろ調べていただいて、文書質問のそれぞれの議会のやっている捉え方が違いますから、改めて聞いたという部分で言うと、これはひょっとすると、ここにいる我々は理解しましたけれども。

〔「ほかにはしていない」「していない」と言う人あり〕

○吉成委員長 会派の会員の方々は当然ここまでの理解はないんだと思うんですね。

であれば、我々でここで判断するしか、方法としてはないんだと思うんですね。

今、副委員長のほうが、そういったものも一部文書質問に当たるんじゃないかという理解をしたんだということで、評価としてはCの2という評価を入れたという話ですがけれども。現実的に他がやっているルールづくりをした中でやるとなれば、間違いなく那須塩原市議会においては、文書質問はこれまで行ってきていないというのが実態だと思いますね。

これは必然的に評価としてはEになるんだと思

います、この部分ね。

それで、よろしいですね。

〔「はい」「間違いありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 そして、今度は管理評価のほうに移りますけれども、管理評価についてはこの実際に文書質問はしっかりとした要綱、実施要綱等を今後整備をして、行っていく形をとるということであれば、2とか。

〔「1じゃないな、回数が違う」と言う人あり〕

○吉成委員長 3とかぐらいですか。2とか、3とか。

〔「2とか、3」と言う人あり〕

○吉成委員長 これまでどおり取り組んでいくというのは変かな……

〔「ちょっと、それではおかしいわな」と言う人あり〕

○吉成委員長 おかしいよね。そうすると2になるんですかね。

〔「2だね」「改正しないもん」「必要なんですか、これは」「いや、改正があるんじゃない、言葉が」と言う人あり〕

○吉成委員長 言葉……

ああ、そうだね、一部言葉を変えないといけない。

〔「1じゃない」「これ、1だね」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうすると1ですね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 これは、みんなで話し合わなくちゃいけない部分なんですけれども。

要は、会期中または閉会中という部分をもう明確に会期中のみにするかという、そういう部分を含めてですけれどもね。

〔発言する人あり〕

- 山本副議長 質問させてもらっていいですか。
- 吉成委員長 はい、どうぞ。
- 山本副議長 すみません。あの、ここ認識が、みんななかったということも確かなんですが、私はやっぱりこれいけないと思うんですね。改正するとか、必要だという方のちょっとその意見を聞きたいです。なんで文書質問が必要なのかということ。今、私はだから読んでいないと、つまり、やっていなかったし、今までもやっていないし。なくてちゃんとやっていけるならと思っているんですけれども。この文書質問にしたいとか、やりたいという人の意見を少し聞かせてください。

どういう意味で言うかって。

- 吉成委員長 佐藤委員。
- 佐藤委員 何で必要かというよりも、質問をできるということなんですから、選べるということであれば……

〔「あったほうがいい」と言う人あり〕

- 佐藤委員 ええ、そういう捉え方です。
- 何でもやるということではなくて、それもできるということで、開いておかないと、これ削除しちゃったらもう文書質問ができなく、なんで必要性があるかという、今までは私は文書質問はしなかったですけれども、そういう捉え方。
- 山本副議長 私もう一ついいですか。
- 吉成委員長 どうぞ。
- 山本副議長 じゃ、あのここの私たちが学んだものとか、きょう確認したことから言うと、文書質問は一般質問と同様のものであるというところの確認はできて、それでもここにおいておくというところの確認をしたい、それでいいですか。そこところ。
- 吉成委員長 いいですか。今の説明が私は全てではないと思います。

当然この中で、また那須塩原市議会の中で議員の中でどういう判断をしていくかというのを当然必要だろうと思うんですね。これに関して言うからね。

ですから、それは皆さんのさまさまの……

〔「一応そういう導入になっている」「お話いいですか、ちょっとしゃべりたいんですけれども」と言う人あり〕

- 吉成委員長 どうぞ。鈴木委員
- 鈴木委員 今、この調べていただいて、改めて思ったんですけれども。

まず、議員活動と議会活動の違いで、まず、個人で議員がやるのは議会活動ではないということなんですよね。だからそうすると、議長が代表として、議会としてこれは、じゃ質問しましょうとか、しないというのは議長の判断で出したものが議会活動だと。議会中のものはちゃんと議長の許可を得て質問しているわけですよ。だから、それも認められている。じゃ、質問って、一般質問は何かというのは、まあそれはわりとゆるい判断でやっていますけれども。閉会中に私は大事だと思うんですけれども。

この中にあったやつで、なるほどなと思ったのは、閉会中にやっぱりこう確認しておきたい、これは議会まで待てないような緊急性があるようなもの、しっかり執行部の考えを伺いたいというようなのがあるときは、出せるシステムが逆に言うと、今はないんですよ。その公、きちんと認められたもの。個別に議員活動の中で出すことは、それは執行部から反応はしてくれるでしょうけれども、議会としてどうなのかということを確認する正式なものがないので、こういうのがあれば、使えるということで、公という、全般的にはそんなイメージを持ちました。

だから、ほかのところはしっかりと、こういう

ものをただ条文に入れるんじゃないくて、そこまで考えて入れていたんだなというのを改めて認識しました。

だから、違うこれ、もうちょっとね。あの委員長も言ったように、必要性があるかというのを検討しながら条文を変えてみてもいいんじゃないかと、そんなふうに思うんです。

○吉成委員長 あ、これは私の本当、個人的な意見ですけども。

きょうも改めて今回の水道。

〔「水道ね、ああ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ええ、あの……

〔「そうだよ、緊急性がある」と言う人あり〕

○吉成委員長 汚水に関する説明がありましたけれども。

今回、代表質問の中で齋藤委員、きょう休んでいますけれども、委員が入れているわけです。あれが通告の締め切りの翌日であるとあの質問は入れられない。だから、あれがもっと本当に広くてそれから日にちも長くてといった場合には、これ特別、それこそ何かでもつくる以外になかなかできないでしょう。そうなった場合には、やっぱり文書質問があると、その部分が使えるのかなという気がいたします。

〔「必要なだね」「そのとおりのだね」  
「そうだね、そのとおりのだね」「理解していなかっただけ」「理解してなかっただね、すいません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ただ、その見解がどうしても会期中だという見解がほとんどという、そこをどう捉えるかという部分だと思うんですよね。

〔「ということは、通年議会にしちゃえばいいのか」と言う人あり〕

○吉成委員長 まあ、それはそうですけれども。

〔「通年議会はあまり賛成しないな」「自分で決めてやるんだと言うんだから大丈夫なんじゃないんですか」「議会基本条例で決めてやっているんだから」と言う人あり〕

○吉成委員長 まあ、その捉え方だと思うんです。  
〔発言する人あり〕

○吉成委員長 じゃ、あの、E評価がもう、段階評価がEということで決定しているので、次の管理評価に関しては、例えば1にしておいて、このままに成る可能性もあるし、実施要綱等もこれ本当に。

〔「いるかどうか」と言う人あり〕

○吉成委員長 ええ、真剣に考えないといけない部分になりますので、その辺についてはまた別途議論の場を設けたいと思うんですよね。

そういった形で、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、1にします。

評価及び管理に関する意見、それから今後の改善策についてはやっぱりこのようなものを上げていくということによろしいですね。これもね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そうしないと、進んでいかないので、

よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形でとらさせていただきます。

それでは、最後になります。

10条、議会審議における提案説明ということですよ。

これに関しましては、10条になりますけれども、議会は市長が提案する重要な政策、計画、施策、



事業等について、次に掲げる事項の説明を求めるものとするということで、(1)必要とする背景、(2)、(3)、(4)、(5)とございます。

[発言する人あり]

○吉成委員長 じゃ、まず、(1)、いきますね、じゃね。はい、すみません。

(1)についてということで、各会派からの意見は、十分説明は行われていると、概ね行われていると、背景の説明があると時間の制約もあるかと思うが、今後も丁寧に説明していただきたいというようなご意見があります。

それで、これに関する評価については、(1)については、(1)は全会派がAでいいんですね。

[「はい」「そうですね」と言う人あり]

○吉成委員長 Aですね。

Aということは。

[「3」「3ですね」「Aの3」と言う人あり]

○吉成委員長 普通、3なんですけれども、我々公明クラブは実は。

[「1になっておりますね」と言う人あり]

○吉成委員長 直すべきだという、その文言を直すべきという提案をしているんです、実はね。

[発言する人あり]

○吉成委員長 そうなんですよ。必要とする背景というこの表現を。

[「目的と理由」と言う人あり]

○吉成委員長 事業等を必要とする背景及び目的と理由、そういうふうにはどうかという提案をしているんです。

必要ないということになれば、3で結構ですが。

[発言する人あり]

○吉成委員長 例えば、先にちょっと一つ触れておきたいんですけども。(4)の財政措置というのが

あるでしょう、これも。

[「財源措置」と言う人あり]

○吉成委員長 ああ、財政じゃない、財源あるでしょう。これも下の(4)を見ていただきたいと思うんですけども、事業等の実施に要する費用、その財源措置と改正したらどうかなと提案をしている。

[発言する人あり]

○吉成委員長 はい、森本委員。

○森本委員 必要とする背景と言われたら、背景とは何だろうと思ったたら、目的とか、理由じゃないのかなという、だから。

[「そうだね、そうそう」と言う人あり]

○森本委員 そうそう、だから、ここに含まれていると思って、これをわざわざその案件の目的や理由に書く必要はないのかなという気が、逆に。

[「私もそれはそう思う」と言う人あり]

○森本委員 あの、こういう条文とか、シンプルなほうのがいいのかなと気がする。

[「いいんじゃないですか、このままで」「A3です」と言う人あり]

○吉成委員長 うちとしてはこういう提案して、皆さんがどう受け止めるかですから、必要ないということになれば、今までどおりの表現でいいと思いますが、

じゃ、今までどおりでいいですか、これは。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 わかりました。

それでは、(1)に戻りますね。

そうすると、Aの3ということで、よろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、(2)に移りますね。

立案及び執行に対する市民参加の有無とその内容ということで、これは、公明クラブ以外はAで

すね。志絆もBですな。

〔「完璧ではないということですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 市民参加というところに引っかかっているんですよ。

〔「参加じゃなくて参画ですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 ああ、すみません。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 すみません。あの、また抜けちゃって。

今の(1)の必要とする背景の評価及び管理に関する意見、それから今後の改善ということで、資料や説明を十分に求めており、執行部側の対応も十分に行うという。さらに常任委員会の協議会等の中で勉強会を開催し、計画案件等の説明を設けているという、これは意見が出ています。

それから、今後の改善策ということで、説明に対し、疑義がある部分は質疑及び質問において、質していくような、こういうふうに書いてありますが、こちらいいですか、これで。両方。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このようにいたします。

じゃ、改めて(2)のほうに移りますね。

これ(2)については、公明クラブ以外はAということですね。あ、違う、さっきも言ったんだ。志絆もBですな。

〔「Bだけど3」「3はみんな3だけど、AとBが分かれている」「Aの3だね、管理はね」「うん」と言う人あり〕

○吉成委員長 多くはAの3ですよな。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 そうですね。評価及び管理に関する意見のところは、資料や説明十分に求めており、

執行部側の対応も十分に行われて……

〔「これ、もうAの3しかないなと感じましたので」と言う人あり〕

○吉成委員長 それから、今後の改善策については、説明に対し、疑義がある部分はさっき読んだとおりですね。質疑及び質問において質していくということですね。上と同じですね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 じゃ、(2)については大幅の会派がAの3ということですのでAの3でよろしいですか。

〔「はい」「大丈夫です」と言う人あり〕

○吉成委員長 評価及び管理、それから今後の改善策についても、このような意見でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、次に総合計画における根拠または位置付けということについて。これについては全てAですね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○吉成委員長 Aでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、Aの、それから3ということでもよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 評価及び管理に関する意見、それから今後の改善策についてもこのような意見がありますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような意見とさせていただきます。

続きまして、財源措置に関しては、これはどうなっていますかね。

〔「Cと」「Cばかり」と言う人あり〕

○吉成委員長 これはCが多い、Aが1会派、あとはC、C、C、C、C、C、Dですね。

評価及び管理に関する意見のところでは、資料

や説明は十分に求め、執行部側の対応も十分に行われているか、さらにわかりやすいよう、予算執行計画書及び市政報告書や国庫補助金等の十分な説明を求めたい。今後の改善策については、上と全て同じです。

各会派からの意見ということでは、黄色とそれから緑に分かれていますね。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 はい、山本副議長。

○山本副議長 私は今、歳入の説明がほとんどなくなっているんですね。

前、最初になったころは、歳入予算書できちつと歳入の説明をしていただいて、市税が半分で4分の1は国庫何とかというのを、丁寧に説明していたのが、だんだんなくなっちゃって、今、下手をすると、もうその歳出のみでやっている。そうすると、やっぱりとてもわかりにくいんです。それで、この財源ところ、私はDにしたんですが、DはCにします。

ともかく、どちらかという丁寧にしてほしいと思います。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 議長。

○君島議長 言える立場じゃないんですけども。ちょっと、皆さんに理解していただきのは、あの予算書、まあ決算は別ですけども。予算書についての議決というのは、節までは議決じゃないということをご理解していただいておりますよね。款と項までなんですよね。目、節についてはあくまでも執行部が説明をするためにくっつけているものであって、議会の議決は款、項までしか議決することがないということなので、それを理解した上で、どこまでという議論はしていただきたいと思いますが。

○吉成委員長 ありがとうございます。

それはもう常識の範囲内で皆さんわかっていると思うんですが。

例えば、うちなんかの会派の場合には、補正予算というのは含まれますよね。例えばこれ、市政報告書なんかでも見た場合にね。市政報告書の場合には当然我々は、当然自分で持っていればいいんでしょけれども、そこまで補正がどう含まれたかというのが、ちょっと記憶していなかったりするんで、議会によってはそれまで記入しているというような報告書もあるんでそうですね。

ただそこは、捉え方の問題なので、そういったことも含めて、細かなものまで説明して、説明書に入っていればいいなということでの評価ということで、うちはしました。

○山本副議長 それから、もう一つ、はい。

○吉成委員長 副議長。

○山本副議長 委員会で聞いていると、それ書いてあれば聞かなくていいじゃないということが多そうですね。

例えば、だからその議決するのは確かにそれをもとにというのはわかるんですけども、知りたいというものを聞いていると、去年もそこを出してねと言ったのにない。例えば人数を聞くとか、もっと詳細を、補助金の詳細とか、委託費の詳細みたいなのがあって、やっぱりそれをわからないと、なかなか議決はできないし、初めての委員会では、わかりにくいので、そういう意味では私は丁寧なものは必要で、財源は特にお金のことなので、歳入についてはきちんと出してほしいなというふうに思ったので、Dにしたんですが。DでもあれだったらCでも、とてもAではないというところですよ。

○吉成委員長 はい、ほかどうでしょう。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 これは、本当に那須塩原市クラブ以

外はC、Dですよ。

〔「はい、那須塩原クラブです」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

○森本委員 これ、条文に説明を求めるものとして書いてあるんですよ。説明を求めるものとするということは、質問をしていますよね。質疑もしていますよね。内容に関しては。

あるいは、執行部の説明が詳しいかどうかじゃなくて、これってこの次にあげる事項の説明を求めるものとするというふうになっている場合、執行部の説明は細かいかどうかという、詳しいかどうかということって、かかわるんですか。

〔「言っていることがわからない」と言う人あり〕

○森本委員 わからないですか。

これ、条文の評価ですよ。条文の評価を今、しているわけであって、その場合に、次に触れる事項の説明を求めるものとするとして、その中で財源処置というものがあるんですよ。説明をしてくださいというふうに求めることをしているかどうかということじゃないんですかと言うんです。

〔「そうですね」「そうそう」「求めるものとするので、だから、求めているかどうかの評価をする」と言う人あり〕

○森本委員 求めるかどうかの評価であって、こちらの議員の立場として、我々議会として、この求めていますかということがこの条文の評価じゃないのかなというふうに、私は理解しているんですけども。

あの、執行部がどう説明するかという評価をここでするのはちょっと違うんじゃないのかなというふうに私は思っています。

議会がどう求めているかということが、この評

価じゃないのかなというふうに私は理解して、みんな、一般質問とか、あと質疑とかでも聞いているんですから、それは求めていることだと思うんですよ。

であれば、私は、ここは求めているんだから評価はAになるというふうに私は判断したんですけども。

〔「ここに書いてあることですか」と言う人あり〕

○森本委員 だって、条文の評価ですよ。

〔「次に掲げる事項の説明を求めるものとすると言って」「個人のこととか、議員の委員会の」「議会」「議会審議だよ」「議会のその説明を求めているかどうか」というんです。だからどこまで説明するのか」「Aだったらみんなわかっていること」「わかっているかどうかと言っても、求めているかどうか」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういうふうに捉える、捉え方もあると思うんですよ。

ただ、その上の、じゃ。

〔「ちゃんと答えてくれているかしら」「いや、そこは全く別」と言う人あり〕

○吉成委員長 議会審議における議案説明で聞いているわけね、これ。表現としては。

それだけを読めば、説明をどこまでしてくれているかという言い方もできるわけですよ。

〔「書いてあるの、ここで説明を求めたいって」「今の森本君の解釈だとかこういう文言は使えなくなる」「そうだね、使えなくなる、おかしくなるね」「まあ、了解です」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。

〔「そういうふうに理解したということ

す」「僕らもそう思ったけれども」「間違っていない」「間違っていないんだろ  
うけれども」と言う人あり]

○吉成委員長 ただ、その評価でいくと全てAなの  
かな。

〔「全部Aになっちゃうね」「だから全部  
Aにしています」と言う人あり〕

○吉成委員長 だから、結局、この基本条例とは  
我々議員が、もう一つ議会がいかにやりやすくす  
るか。議会活動をしやすくするか。

〔「しやすくするかだね」「どうあるべき  
かじゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 どうあるべきかイコールしやすくす  
るか。

〔「しやすくするか」「それを求めている  
んだもんね」と言う人あり〕

○吉成委員長 ということで、つくっているんです。  
基本は。間違いなく。

自分たちのね。

議長。

○君島議長 ただそういうふうな、その趣旨はわか  
るんですけども。ただ今、森本委員のほうから  
も話が出たということは、これはもう場合によっ  
ては、条文がそういうふうにも読みとってもおか  
しくないと思うんですよ、私は。

ということは、条文そのものを直してきちんと  
委員長の言っているとおりのものであれば、条文  
をそういう条文に直していかないと、おかしいん  
じゃないかと思うんですけどもね。

その読む人によって、白にも黒ともとれるとい  
うふうな条文ではちょっとまずいんじゃないかな  
という気がするんです。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 その下をごらんになっていただきと  
思うんですが。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 この下の部分です。

あの、条文改正を求める意見（10条）のところで、  
そういうふうには提案したのがあります。

〔「あきらかにそれを求めるものとする」  
「完全にその改善を求めていることね」  
と言う人あり〕

○吉成委員長 議会は市長が提案する重要な政策、  
計画、施策事業等（事業）について論点を明確に  
し、事業等の水準を高めるとともに市民に公開す  
るため、市民に対して、次に掲げる事項について、  
明らかにするよう、求めるものとするというふう  
に表現をしたらどうかという提案を、実はしてい  
るんですね。

〔「求めるものというのがでも」「説明を  
求めるんでしょ」と言う人あり〕

○吉成委員長 いや、でも、その前に論点を明確に  
するためには、こういった執行部側の説明も必要  
ですよ。

〔「説明ができていないかできていないかとい  
う評価なんでしょ、これ」「執行部の  
評価になっちゃう気がする」「執行部は  
縛れないんじゃないのかな」と言う人あ  
り〕

○吉成委員長 なんで、そんなことないでしょう。  
議会と二元代表制だから。

〔「言うのは問題ないでしょう」と言う人  
あり〕

○吉成委員長 うん、それ、求めていくには問題あ  
りません。

議長。

○君島議長 言うだけなら問題ないでしょうけれど  
も、その執行部にあれやれこれやれという部分に  
ついては全く別問題じゃないですか。

こちらが一方的にそれつくっちゃうと執行部の

ほうが、こちら議会側でつくったものです、全て採用されなくちゃならないということになってきちゃうと、執行部が採用するのは市長なのか、議会なのかという話になってきちゃうんじゃないですか。

○吉成委員長 でも、その話になってしまうと、さっきの文書質問も同じような話にいつちやいますよ。そうなるでしょう。

○君島議長 だから、執行部の部分をここだよ、ああだよというのをつくるのは、もし提案でつくるのであれば、執行部のほうと当然協議をした中でつくっていかねばおかしいんじゃないかなと思うんです。議会側のほうでつくっていくのであれば、議会側の部分だけという理解じゃないと逆におかしいんじゃないかなと思うんですよ。相手に対して何も話かけをしないで、こちらが一方的に相手のことを拘束するようなものをつくるということとは好ましくないんじゃないかなと思うんですよ。

○吉成委員長 拘束は……

○君島議長 いやいや、拘束という言い方、いいか悪いかは別としてですよ。

〔「内容まで否定しちゃうということですよ」と言う人あり〕

○君島議長 だから、こちら側がこうしろ、ああにしろとか、こういうもので出せとかというものを条例でうたっちゃって、それに基づいて執行部側は出しなさいよというものを一方的に議会側でつくるということは好ましくないんじゃないかなと思うんですよ。そうすると執行部のほうが全く無視された形になってきちゃうでしょう。

○吉成委員長 ただ、そこまで縛ると言うことは言っていないですよ。

よりわかりやすい説明してくださいという意見としてはね、そのあとの。意見としてはそういう

意見が述べられているということですから、こうしなさい、ああしなさいというふうにはなっていないですよ。

それを言うと、それこそ反問権の話は……

○君島議長 今のところ、最初からの話を聞いていたら、もっと説明を細かくしろ、こういうもので出してほしいなんていう話も出てきちゃうから、それを条例の中でうたってきちゃったら総務部も執行部側からこういうものだよ、ああいうものだよ。だから当然こういうふうにしなさいよというふうまで、こっちで拘束すると言いますか、規制をかけちゃうというのはいかがなものかと思ったものですから。ただ、それ思ったので、発言をさせてもらったと。最終的には皆さんの中で決める話ですけれども。

〔「いいと思います、それで。そういうことですよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、山本副議長。

○山本副議長 あの、前文の一番最後のところに、那須塩原市議会は自らを律し、市民参加を拡大し、あるべき市政を実現するため、議会を最高規範としてこの条例を制定すると書いてあるじゃないですか、そうすると、この10条のところは、その議会在がやっぱりこうあるべきだということの中で言うと、その私たちが市長が提案してくるものについて、やっぱり審議をしてそれを議決する、しないためのその資料。資料の提出のあり方について、議会側が、私たちがこう説明を求めるものとするというものは、その今やっているその説明の仕方に対して、議会としても、一人じゃなくてね、議会としてこういうものを出してくれ、こういうふうに話してくれということ、私たちがもっとやっぱ、こう議会としてこう何か提案をしていく力をつけていくということからすると、文言はこのままでよくて、あとはそのできているかという

のは、私はやっぱりAではないと思うので、今、議長が言ったように、その執行部に対して、こうして、何と言うのかな、この中で縛るものではなくて私たち自身がこうしてくださいということの力をつけるということなんだろうと思うのね。

〔「僕もそう」「うん、そうそう」「そう、だからそういうことです」と言う人あり〕

○山本副議長 だから、評価は、その那須塩原市クラブはAだと言っても、私としてはやっぱりもっとこう議会全体としたらもうちょっと、Aではないような気がするけれども。そういう力をやっぱりつけていくという意味では、条例は変えなくていいんだと思います。これでいいんだと思います。

〔「議会のほうとしてやることを規定しているんで、そうね」と言う人あり〕

○山本副議長 そうそう、議会としてもっと力つけて、こういうふうにやっていく。会派でやるというよりも、全体として求めるのは求めている。自分たちも学んでいこうみたいなものなんだろうなど、聞いていて思いました。

だから、どう評価するかはちょっと……

相手に責任転嫁していたかもしれないかな、私なんかは少し。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○山本副議長 自己努力じゃなくて、だからちょっとそれは反省したところです。

〔「相手の評価じゃなくて、自分の評価だから、それちょっとみんなが勘違いして」と言う人あり〕

○山本副議長 私はちょっとAではないな、でも。自分でAじゃないだろうと思う。

〔「あくまで、議会の評価でしょ」と言う人あり〕

○山本副議長 議会全体がどうかといったら、全員

がそういう意識を持っているかと言ったらAではないような気はするけれども。

〔「質問は十分じゃないということですか」と言う人あり〕

○山本副議長 ああ、そうだね。やっぱりこうもっと迫るものがないんじゃないかなと。わかるために。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。  
副委員長。

○相馬副委員長 これちょっと言っていていいかどうか、わからないんですけども、うちの会派としては、とても予算決算については事前に財政課長なり、それぞれの部局に直接レクチャーを受けたり、それから聞いたりはしています。同期と言いますか、同じ期で2期目の議員で各執行部に計画やら、これまでの事業内容等の勉強会等もいろいろ聞いているので、そういうもので説明は求めているというふうな理解は。

○山本副議長 これ、議会はなのかな。

○相馬副委員長 うん、まあ議会はというところで、議会はということだったので、もう恐らく皆さんも同じようにやっているんだろうと思っていたので、議会はでいいのかなと思ったんですが。

○吉成委員長 ちょっとそれは、議論が違うというか、それ自体やるのが本当にいいのかということになっちゃうから。じゃ、全ての会派がやりましようみたいな、そういう話になっちゃうんでちょっとそれはまた、別問題だと思います。

さまざま、今、ご意見が出てきて、本当にこの捉え方が難しい。難しくなかったと思うんですけども。さまざま意見が、こう聞くと、やっぱりそれぞれの言われていることも、もっともだなという部分もあれば、その前文の部分でうたっているのは、我々はいかに市民に対して、応えてい

くかという部分ですね。

応えていくために執行部側にこういうことを求めていきたいと思いますということがあっても全然不思議はない。

そのことが幾つかここに網羅されているのが、この条例なわけですね。

そうすると我々が例えば、じゃ今の議論になっている財源の部分で言えば、もっとよい理解をするために、そういったものを求めて、その上で議論を深めていくということは当然のことだと、そういう捉え方もできると。でもまだ足りないということであれば、そこで評価がまた変わってくるということも言えますよね。

〔「はい、委員長、すみません。」という人あり〕

○吉成委員長 森本委員。

○森本委員 できていないところがあるというふうな方がいらっしゃるというのであれば、それはやっぱりAではないのかなと思うんで、そうしたらBぐらいなのかなと気がしますが、いかがでしょうか。

〔「自己評価だから」「自己評価だから、そこは」「違うのね、議会としても」と言う人あり〕

○吉成委員長 今、非常に助け舟をいただいて。

Aではないけれども、CでもないからBではどうだと。あの安直ではないんですよ、これ。悩みに悩んでいってというふうな考え方をしていただいで。

〔「2か、Bの2か」と言う人あり〕

○吉成委員長 Bでよろしいですか。

〔「はい」「よろしいですよ」「Bだね」「議論があってここについたんですかね」と言う人あり〕

○吉成委員長 そういうことですね。そして今度は

管理評価に関しては。

〔「2だね」「変えるか変えないかで、変えないと」「変えないんだね」「2じゃないですか」と言う人あり〕

○吉成委員長 2でよろしいですか。

〔「はい」「そうだよな、2だね」「2だね」と言う人あり〕

○吉成委員長 評価及び管理に関する意見とそれから今後の改善策についても、今後の改善策についても全て上から同じなんですけど、意見についても、こういったことも求めてもいいんじゃないかという程度の。

よろしいですか。ここも。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようにさせていただいて。

じゃ、(5)将来にわたる効果及び費用ということになります。

そうすると、これはもう全く同じなんですよ。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 Bの2でいいですか。

〔「はい」「いいです」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 評価及び管理、それから今後の改善についてもこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのようなことにさせていただいて。

ちょっとすみません。前に戻ります。

9条の見出しの部分なんですけど、うちの会派のほうでこういう提案をしたんですけども。市長との関係ということですね。これは市長との関係のままです。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのように。

〔「議員じゃないもんね、議会だもんね」



と言う人あり]

○吉成委員長 はい。

〔「いいんじゃない、これで」と言う人あり〕

○吉成委員長 あと、どこでしたっけ、抜けているの。

〔「いや、以上で」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。ノンストップで、約2時間にわたって皆さんの熱心な議論をいただきました。

逆にこうやって、我々やって、ぜひ我々が大分理解が深まったんですけれども、これを会派のほうでしっかりと説明をしていただいて、そこが大切になってくると思います。本当に基本中の基本ですから、この条例ですね。そこの部分をぜひお願いしたいと思います。

今後については、各会派から11条から21条までについての検証については、既に提出をいただいておりますので、私それから副委員長で、事務局と今後また打ち合わせをして、今回と同じようなものを皆さんにお示しできるようにしてまいりたいと思います。

なお、次回に関しましては、事務局のほうではいつぐらいだったら。

あした、あさって。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 はい、室井主査。

○室井主査 今、委員長がおっしゃっていただいたように、その会派からの意見というのも全条、全会派から事務局に全部出ているところでありますが、ちょっとまだその今、取りまとめ作業と、あとこういった形の資料での案を正副委員長と詰めるのに、その辺の整理が必要かなと考えていますので、今月中というのは、ちょっと難しいかなと思ひまして、新年度、日程の検討をいただければと思います。

○吉成委員長 それでは、今、当然一番大変なところは事務局なものですから、いまそういったご意見が出ましたので、4月に改めて皆さんにご通知を差し上げるということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

—————◇—————

#### ◎その他

○吉成委員長 皆さんから、その他で何かございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい。それでは、長時間にわたって審議をいただきました。

大変にありがとうございます。

この流れでいけば、次か、次ぐらいで何とか一まとめできるんじゃないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○吉成委員長 大変にありがとうございました。

〔「お疲れさまでした」と言う人あり〕

閉会 午後 6時12分